

# 電子帳簿保存法 直前対策セミナー

受講料  
無料

2024年(令和6年)1月より猶予期間が終了し、  
すべての企業が対象となる改正電子帳簿保存法が始まります  
準備はできましたか？

事業者求められる  
内容は？

どんな影響が  
あるの？



本セミナーでは電子帳簿保存法の直前の対策を分かりやすく解説します。  
全ての事業者が関わる制度変更です。  
対応に不安を感じている方は、ぜひご参加ください。

日時 令和5年 12月21日(木) 15:00~17:00

会場 邑楽町共同福祉施設 2階 研修室 (邑楽町商工会館西隣)

講師 税理士 青田 多恵乃 先生 (青田多恵乃税理士事務所)

定員 15名(先着順)

申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込み下さい。

問い合わせ : 邑楽町商工会 TEL 0276-88-0082

## セミナー内容

- 電子保存の義務化となる取引とは？
- 事業者求められる保存方法とは？
- 保存の際の注意点とは？

## 電子帳簿保存法対策セミナー 参加申込書

事業所名			
参加者名			
T E L		F A X	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナー以外の目的には利用致しません。  
※ご参加の際は、検温・マスクの着用・手指消毒にご協力ください。

お申込み先

邑楽町商工会あて FAX 0276-89-0563

令和6年1月1日、完全義務化スタート!!

電子帳簿保存法

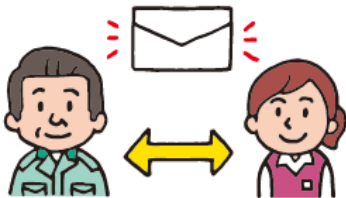
# 電帳法への対応を進めましょう!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。保存区分は以下の①②③です。

**対象者** 帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者（所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者）

1

## 電子取引データの保存



メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

2

## 電子帳簿等保存



パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

3

## スキャナ保存



受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する。

## 1 電子取引データの保存

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

## 電子取引を行った場合の書類の例

- 電子メールの添付で受け取った請求書（PDFなど）
- 電子メールに添付して送った請求書（PDFなど）
- インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- 請求書システム経由でやり取りした請求書など

## 必要な準備を チェック!

- 現在行っている電子取引を把握  
→ 取引書類、授受方法、保存方法、件数など。
- 保存方法を検討、決定  
→ 保存要件を満たす保存方法や社内でのデータの受け渡し方法の検討や保存場所の決定など。
- 社内への通知  
→ 保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引データの保存ルールや具体的な対応内容などについて周知。

※紙で受け取った“紙の書類”は、従来同様、紙で保存することが可能です。